役に立つ生活情報

2017年1月1日

北のくらし きらめっく

北海道立消費生活センター

主な内容

高橋知事年頭あいさつ……2
センターの活用を……2
還付金詐欺に注意……3
どさんこ愛食食べきり運動…3
エゾシカフェスタin釧路……4
新聞の契約トラブル……5
お茶のカフェインテスト…6、7
消費者被害防止ネットワーク…8

静かな忍路湾の冬（小樽）

忍路湾にも冬の訪れ。これからのニシン漁に備えて準備が進められていた。　**（全道展会員　山下 脩馬）**

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
TEL（011）221-0110
FAX（011）221-4210
http://www.do-syouhi-c.jp/

NO. 101 1月号

道立消費生活センターを騙（かた）る投資勧誘などにご注意を！
ご相談は☎050・7505・0999へ

知事年頭あいさつ

北海道知事 高橋 はるみ

新年明けましておめでとうございます。皆様とともに新春を迎えることができましたことを、大変うれしく思います。

昨年を振り返りますと、3月に道民の長年の夢であった北海道新幹線が開業しました。北海道の歴史に新たな1ページが刻まれ、道外との交流拡大の大きな弾みとなりました。また、食や観光の海外への売り込みや、安心して子育てできる環境づくり、医療・福祉サービスの確保など、地域創生に向けた様々な取組を進め、次への飛躍に向けた確かな礎を築くことのできた一年であったと思います。

一方で、8月から9月にかけ相次いだ記録的豪雨により、道内各地で未曾有の被害が発生しました。お亡くなりになられた方々とそのご遺族の皆様に心からお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。依然として、道民生活や地域産業に大きな影響が残っており、道としては、被災地域の速やかな復旧・復興に向け、引き続き国や市町村などと総力を挙げて取り組んでまいります。

消費生活の分野では、「第2次北海道消費生活基本計画」に基づき、高齢者等の被害防止などに重点的に取り組んだほか、商品等の表示の適正化や悪質事業者に対する厳正な行政措置を行ってまいりました。今年もより一層、消費者の皆様の視点に立った消費者行政を推進し、道民の皆様とともに健全で豊かな消費生活の実現を目指してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして、希望に満ちたすばらしい年となりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

今年もセンターをご活用ください！

橋本智子所長

新年、明けましておめでとうございます。

道立消費生活センターは、消費生活相談窓口や商品テスト室を開設しているほか、くらしに役立つ無料講座や団体対象のミニ講座（裏面参照のこと）などを開催して啓発活動にも力を入れています。また、地域の消費生活相談員の皆さまへ研修の機会を提供するなど、日々活動を展開しております。

今年も大いにご活用いただき、皆さまのくらしの安定・向上にお役立てください。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

商品テストの結果が分かるセンター1階の展示ホール

エゾシカとの共生探る くらしのセミナー終了

当センター主催の「くらしのセミナー」が昨年12月7日に開催されました。テーマは「エゾシカと共生する社会の姿とは～北海道の野生生物問題を考える～」で、講師は酪農学園大学教授の吉田剛司氏。

吉田教授は、エゾシカが植物を食い荒らすことで林が崩壊している現状や、植物の希少種が絶滅の危機に瀕し、観光資源としての価値が危ぶまれることなどにも言及。「道民はエゾシカを共有の財産とみなし、公的な資金で野生動物の管理をすべき。そのためには調査・研究の推進も必要」などと訴えました。

↙12月のセミナーを持って、平成28年度開催分がすべて終了しました。多くの道民の皆さんにご参加いただき、ありがとうございました。来年度もくらしに役立つタイムリーなテーマを取り上げますので、どうぞご活用ください。

10月に相談110番 通販トラブル14件

当センターと札幌弁護士会との共催で、昨年10月に「通販トラブル110番」を開催したところ、14件の相談が寄せられました。

相談内容の内訳は、「商品購入のためのネット販売」「アダルトサイト及びその二次被害」各5件、「情報商材及び被害回復サービス」2件、「テレビショッピング」「架空請求」各1件。

「アダルトサイトの二次被害」とは、「アダルトサイトから料金請求されたので、相談窓口を探して電話したら有料で解決すると言われた」というように一度被害に遭った人が再び被害を受けるケース。

また、最近は「低価格でお試し」のつもりで購入したところ、「定期購入になっていた」という相談も増えています。解約を申し出ても「事業者へ電話がつながらない」「途中でやめたら通常価格を請求された」などのトラブルにつながることもあります。広告や注文画面をよく確認し、契約は慎重に行いましょう。

還付金詐欺にご注意！

北海道警察は、金融機関のATMを操作させてお金を振り込ませる還付金詐欺が増加していることから、札幌市内の北洋銀行北24条支店を道内金融機関初の模範店「特殊詐欺被害防止モデル店舗」に委嘱しました。

同支店内に当センターの啓発パネルを展示するほか、ATM前に還付金詐欺への注意を促すフロアマットを敷くなど、来店者の目を引くような工夫がされています。今後、モデル店舗を増やしていく予定です。

道警の調べによると昨年11月末現在、オレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害総額は約3億8千万円。前年同期と比較して約4億7千万円減少しています。しかし、還付金詐欺だけは前年同月比20件増の42件、被害総額は約1700万円増の約3900万円となっています。

宴会シーズン！ おいしく残さず 食べきろう！

食品ロス削減を国民運動として展開中です。北海道も「どさんこ愛食食べきり運動」を始めました。

①まずは、適量注文
②幹事さんから「おいしく食べきろう！」の声かけ
③席を立たずしっかり食べる
「食べきりタイム！」をつくろう
④食べきれない料理は仲間で分け合おう
⑤目指すは完食！でも食べ過ぎ注意。
ごみと身体のダイエットを心がけよう！

どさんこ愛食 食べきり運動!!
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会
全国共同キャンペーン

支え合う地域とは？ 札幌で消費者フォーラム

「みんなで支えあう地域～つながる安心の輪」をテーマに、「平成28年度地方消費者フォーラムin北海道」（実行委員会、消費者庁主催）が11月24日に札幌市内で開催されました。約100人が参加し、「助け合い」や「支えあう社会づくり」について考えました＝写真＝。

基調講演は当別町の社会福祉法人ゆうゆう理事長の大原裕介氏による「共生のまちづくり～世代を超えた挑戦」。

大原氏は学生時代から大学生のボランティア組織を作り、障がい児を預かるサービスなどを始めました。現在は「ボランティア情報を一元管理して、ボランティアセンターを中心に子どもから高齢者まで交流できる場」「障がい者の就労施設を中心に一人ぐらしの高齢者や子どもも巻き込んで地域交流の場」などの事業を展開。「支える人、支えられる人を分けない。住民が互いに支え合う仕組みを作る」という理念は、参加者の共感を呼んでいました。

取り組みのリレー報告として、一人親家庭の現状と支援策、子どもたちへの学習支援、食品ロス削減、精神障がい者への自立支援、消費者被害防止ネットワークなどの事例が各団体から発表されました。

都市ガスも 4月から小売自由化へ

平成29年4月から、電力に続き都市ガスも小売自由化されます。ガス事業者を切り替える際は、契約内容を十分確認しましょう。

新規事業者は登録制となっており、電力会社を中心に全国で6社が登録されています（平成28年12月6日現在）。道内事業者の登録は今のところありません。資源エネルギー庁のホームページに登録事業者一覧を掲載しているので確認してください。

事業者を切り替える場合は、新たに契約しようとする事業者に連絡してください。販売契約を結ぶ際の注意点は、契約の期間や、料金やその算定方法、契約更改手続きの仕方、割引額や割引の対象期間、契約期間中の解約に制約はあるか、解約時の設備費なども含む手数料の発生の有無など。

オール電化やLPガスの利用者も切り替えは可能ですが、都市ガス用の配管工事や器具への取り替えが必要な場合があります。マンションなどの集合住宅については、管理会社をはじめ、コミュニティ内で相談してください。

釧路でエゾシカフェスタ 2月11日

エゾシカの爆発的な増加により、農作物や森林への被害、交通事故などが深刻化していることから、エゾシカを資源として活用しようと2月11日（土）、釧路市内で「エゾシカフェスタin釧路」が開催されます。文部科学省の「連携・協働による消費者教育推進事業」の一環として北海道教育大学釧路校と釧路消費者協会などが主催。

基調講演は酪農学園大学教授の吉田剛司氏による「エゾシカと共存する社会の姿」（仮）。北海道教育大学釧路校の学生などがエゾシカに関する授業の検討、提案について実践報告を行い、昼食はエゾシカ料理がふるまわれます。午後からは縄文太鼓の演奏やパネルディスカッションなど盛りだくさんの内容です。

会場は釧路センチュリーキャッスルホテル（大川町2丁目）。参加は無料。問い合わせ、申し込みは釧路消費者協会（☎0154・24・2037）へ。

新聞購読の契約！ 多量の景品をきっかけに…

Q1 昨夜9時ごろ、近所にあいさつに来たと訪問してきた人から洗剤を渡され、新聞の購読を勧められた。「1カ月で解約していいから」と言い、さらにビール6缶2ケースと5㌔の米2袋を景品として渡され、断り切れず翌月から3カ月間朝刊のみ購読する契約をした。今日、通院中の病院ですぐ入院するように言われた。明後日から配達が始まるが新聞は断りたい。どうしたらよいか。（40代 女性）

Q2 80代の義母が亡くなり、義母宅に夫婦で引っ越したところ、新聞店の営業員が訪問してきた。平成26年に義母が、平成29年3月から2年間の購読契約をしたと言う。本人が死亡したので解約したいと伝えたが、断られた。販売店に電話したところ、どうしても解約したいなら5千円分の景品を返してと言われた。納得いかない。（40代 男性）

050-7505-0999

A 訪問販売で新聞を契約した場合、特定商取引法（特商法）の規制の対象になります。事業者は勧誘に先立って勧誘目的や事業者名を告げること、書面の交付などが義務付けられ、消費者は書面の交付から8日以内であればクーリング・オフが可能です。さらには高齢者などの判断力の不足に乗じて勧誘を行うことや、消費者の経済状況などに適さない勧誘を行うことを違反行為としています。

新聞の公正競争規約では、新聞契約に伴う景品に上限を設けており、取引価格の8％、または6カ月分の購読料の8％のいずれかの低い金額としているので通常、最高で2千円程度ということになります。

Q1の場合、訪問販売に該当し、8日以内なのでクーリング・オフができることを説明し、はがきなどを記録が残る方法で販売店へ送付するよう助言しました。当センターから販売店に連絡し、クーリング・オフするので景品を引き取ってほしい旨を伝え、了承されました。景品が上限を超えていることや、勧誘の目的を告げないなど勧誘方法に問題があることも伝えました。

契約者が亡くなってしまったら…

日本新聞協会と新聞公正取引協議会が独自の新聞購読契約に関するガイドラインを作成し、解約の申し出があった場合の対応方針を示しています。

ガイドラインでは購読契約後、解約に応じるべき場合として「クーリング・オフ期間中に書面で解約の申し出」「上限を超える景品類の提供」「認知症など判断力が不足している状態での契約」「購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居など」「未成年者との契約」などとしています。また、上限を超える景品類の提供が行われていた場合、解約にあたって景品の返還を請求してはならないとされています。

Q2については、ガイドラインにある通り、景品の返還請求することなく解約に応じるべき場合であることを主張し、販売店と話し合うよう助言しました。高齢者に対して2年以上も先の契約を結ばせることにも問題があります。対応が悪い場合は再度相談するよう伝えました。

北海道消費生活条例では、「訪問販売お断り」のステッカー等をはっている家への勧誘を禁止しているので、トラブルを防ぐためにはステッカー等をはるのも有効です。

トラブルに遭ったら最寄りの消費生活相談窓口へ。

ペットボトル入り

お茶のカフェインはどのくらい？

カフェインはコーヒー豆や茶葉など天然に含まれている食品成分の一つ。カフェインを含む飲料は、眠気防止を期待して利用されることもありますが、妊婦など摂取量に気を付けている人もいます。最近は「カフェインゼロ」などの表示のあるお茶も市販されていることから、ペットボトル入りのお茶のカフェインについてテストしました。

テスト品目

●お茶（ペットボトル）…28 銘柄（緑茶 7、烏龍茶 4、紅茶 2、ほうじ茶 2、ジャスミン茶 2、ノンカフェイン茶 11）

※ノンカフェイン茶：ノンカフェイン、もしくはカフェインゼロの表示があった銘柄。

●参考品

缶コーヒー、コーラ、栄養ドリンク（眠気覚まし用）…各 1 銘柄、

テスト結果

〇カフェイン

・100mℓあたり

緑茶は、8.0 ～ 14.8mg、平均 11.3mg。烏龍茶は 8.7 ～ 17.7mg、平均 13.3mg。紅茶は 14.0mg、10.2mg、平均 12.1mg。ほうじ茶は 14.6mg、9.9mg、平均 12.3mg。ジャスミン茶は 6.9mg、9.2mg、平均 8.1mg。ノンカフェイン茶は№18 が 0.7mg、それ以外は不検出でした。№18 には、カフェインについて 1mg ／ 100mℓ未満をゼロとする旨の表示があり、これを満たしていました。参考品の缶コーヒーは 47.9mg、コーラは 9.6mg、栄養ドリンクは 230.0mg でした。

お茶の種類別カフェイン (mg/ 本)

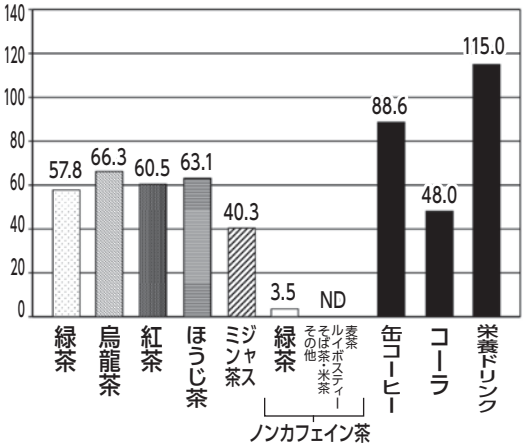

・1 本当たり

緑茶は 40.0 ～ 77.7mg、平均 57.8mg。烏龍茶は 43.5 ～ 88.5mg、平均 66.3mg。紅茶は 70.0mg、51.0mg、平均 60.5mg。ほうじ茶は 76.7mg、49.5mg、平均 63.1mg。ジャスミン茶は 34.5mg、46.0mg、平均 40.3mg。緑茶のノンカフェイン茶（№18）は 3.5mg でした。参考品の缶コーヒーは 88.6mg、コーラは48.0mg、栄養ドリンクは115.0mgでした。

・まとめ

100mℓ当たり、1 本当たりともに、多かったのは烏龍茶、ほうじ茶、紅茶、緑茶、ジャスミン茶、緑茶のノンカフェイン茶（№18）の順でした。また、1 本当たりのカフェインでは、烏龍茶、ほうじ茶、紅茶、緑茶の平均がコーラよりも多めでした。

●テスト品一覧とテスト結果

種類	No.	商品名	製造者等	内容量（mℓ）	購入価格（円）	テスト結果 カフェイン mg/100mℓ	平均	mg/本	平均
緑茶	1	コカ・コーラ　綾鷹	コカ・コーラカスタマーマーケティング(株)	525	91	12.5	11.3	65.6	57.8
	2	サントリー　伊右衛門	サントリーフーズ(株)	500	86	11.4		57.0	
	3	伊藤園　おーいお茶	(株)伊藤園	525	91	14.8		77.7	
	4	キリン　生茶	キリンビバレッジ(株)	525	91	11.1		58.3	
	5	TOPVALU　緑茶	イオン(株)	500	48	8.5		42.5	
	6	SEVEN&i　PREMIUM　緑茶	ニットービバレッジ(株)	500	84	12.7		63.5	
	7	CGC　おいしいお茶	(株)シジシージャパン	500	70	8.0		40.0	
烏龍茶	8	コカ・コーラ　日本の烏龍茶　つむぎ	コカ・コーラカスタマーマーケティング(株)	500	86	12.8	13.3	64.0	66.3
	9	サントリー　烏龍茶	サントリーフーズ(株)	500	86	17.7		88.5	
	10	SEVEN&i　PREMIUM　烏龍茶	ニットービバレッジ(株)	500	84	13.8		69.0	
	11	CGC　おいしい烏龍茶	(株)シジシージャパン	500	70	8.7		43.5	
紅茶	12	キリン　午後の紅茶　ストレートティー	キリンビバレッジ(株)	500	91	14.0	12.1	70.0	60.5
	13	SEVEN&i　PREMIUM　ストレートティー	(株)伊藤園フードサービス	500	84	10.2		51.0	
ほうじ茶	14	伊藤園　おーいお茶　絶品ほうじ茶	(株)伊藤園	525	86	14.6	12.3	76.7	63.1
	15	TOPVALU　グリーンアイ オーガニックほうじ茶	イオン(株)	500	105	9.9		49.5	
ジャスミン茶	16	伊藤園　Relax　ジャスミンティー	(株)伊藤園	500	91	6.9	8.1	34.5	40.3
	17	TOPVALU　グリーンアイジャスミン茶	イオン(株)	500	128	9.2		46.0	
ノンカフェイン茶 緑茶	18	キリン　カフェインゼロ　生茶	キリンビバレッジ(株)	500	91	0.7		3.5	
ノンカフェイン茶 麦茶	19	サントリー　やさしい麦茶	サントリーフーズ(株)	650	97	ND		ND	
	20	伊藤園　健康ミネラル　むぎ茶	(株)伊藤園	600	75	ND		ND	
	21	アサヒ　六条麦茶	アサヒ飲料(株)	660	86	ND		ND	
ノンカフェイン茶 ルイボスティー	22	伊藤園　ヘルシー　ルイボスティー	(株)伊藤園	500	86	ND		ND	
	23	SEVEN&i　PREMIUM　ルイボスティー	(株)ジャスティス	500	84	ND		ND	
ノンカフェイン茶 そば茶	24	伊藤園　そば茶	(株)伊藤園	500	91	ND		ND	
ノンカフェイン茶 米茶	25	キリン　にっぽん米茶	キリンビバレッジ(株)	555	91	ND		ND	
ノンカフェイン茶 その他	26	伊藤園　北海道　とうきび茶	(株)伊藤園	500	91	ND		ND	
	27	コカ・コーラ　爽健美茶	コカ・コーラカスタマーマーケティング(株)	525	86	ND		ND	
	28	アサヒ　十六茶	アサヒ飲料(株)	600	91	ND		ND	
参考品		サントリー　BLACK　BOSS	サントリーフーズ(株)	185g	70	47.9		88.6	
		コカ・コーラ	コカ・コーラカスタマーマーケティング(株)	500	91	9.6		48.0	
		常磐薬品　眠眠打破	常磐薬品工業(株)	50	306	230.0		115.0	

※購入価格は税込み　※ＮＤは不検出

表　示

緑茶飲料（ほうじ茶を含む）は原料原産地表示が必要（原材料の重量に占める茶葉の割合が50％に満たないものは対象外）で、原料として使用した荒茶の製造国を記載することになっており、緑茶（No.1～7、18）、ほうじ茶（No.14、15）はすべて国産（日本）の表示がありました。

カフェイン含有量の表示に基準はありませんが、含有量の表示が12銘柄（No.16、No.18～28）にありました。No.16はカフェイン7mg/100mℓである旨、それ以外ではゼロである旨の表示がありました。

消費者へのアドバイス

・カフェインに対する感受性は個人差が大きく、内閣府食品安全委員会によると、国内、海外ともに1日摂取許容量（ADI）のような数値は設定されていません。しかし、海外では妊婦や子どものカフェイン摂取目安量を示している国があるので、摂り過ぎないように留意してください。

・緑茶などのお茶のカフェインは缶コーヒーよりも薄い濃度ですが、製品1本当たり（約500mℓ）にすると缶コーヒー（185g）の約0.7杯分になります。コーヒーよりも飲む回数が多い場合、カフェインが気になる方は注意しましょう。

見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成27年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体職員など約500人が訪れ、悪質商法や特殊詐欺の手口を知るミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分、繊維などの簡易実験に取り組みました。

利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

展示ホールで説明を聞く見学者たち

消費者被害防止ネットワーク 64番目はせたな町に

消費者被害を未然に防ぐ目的のネットワークが道内各地に続々誕生しています。12月1日付けで「せたな町防犯協会」が、道内64番目となる消費者被害防止ネットワークに位置づけられました。

構成員は町内会連合会や学校、警察、金融機関、福祉関係など53団体。今後、高齢者などの悪質商法に関する情報を収集し、会員に提供するほか、啓発活動を一緒に行っていきます。

「くらしの豆知識2017」リニューアル

独立行政法人 国民生活センターが毎年発行している小冊子「くらしの豆知識」が2017年版からリニューアル、ひと回り大きいA5判になりました＝写真＝。

この小冊子は、くらしに役立つ幅広い分野の知識・情報をイラストや写真、図表を交えて分かりやすく説明しています。

2017年版の特集は「長寿時代のリスク管理」で、生き生きと豊かな老後を送るために、今から考えておきたい「お金」「住まい」「制度」などの情報を取り上げています。

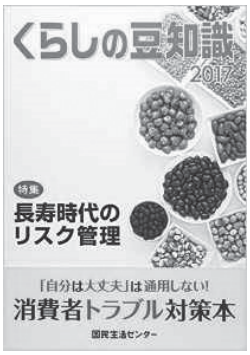

このほか「知識編」では消費者契約の基本知識や労働者や子育てなどへのさまざまな支援制度、金融商品に関する情報など、「トラブル編」では、消費生活相談窓口に寄せられている最新の契約トラブルやインターネットトラブル、製品事故などの事例と対処法を紹介しています。

176ページ、514円。大手書店や官報販売所（札幌市中央区大通西11丁目、大通パークビル、☎011・231・0975）へ。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
http://www.do-syouhi-c.jp/

北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3西7
北海道庁別館西棟
TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210
相談専用電話 050・7505・0999

当センターは（一社）北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

本紙の記事を転載する場合はセンターまでご連絡ください。